

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

長野県信用保証協会

《基本方針》

職員等が仕事と家庭生活の調和（ワークライフバランス）を図ることができ、安心して長く働ける環境づくりを推進することによって、職員等がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のような行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和8年4月1日～令和13年3月31日まで5年間

2. 内容

目標1：計画期間内における各年度の育児休業等の取得率を次の水準以上とする。

男性職員等……育児休業等・育児目的休暇の取得率が50%以上
かつ一人以上が育児休業等を取得

女性職員等……育児休業の取得率 100%

〈対策〉

令和8年4月～ 職員等に向けての各種会議等での育児関連制度周知実施や育休取得者復帰前フォローを継続しつつ、各職場における休業者・休暇者の業務をカバーするチーム体制（業務分担柔軟化、多能工的人材育成等）の整備・定着を進める

令和9年4月～ 休業者が生じた場合の代替要員確保やITシステムの活用拡張による事務効率化等の検討を加速させる

目標2：計画期間内の職員等の時間外労働時間（※所定労働時間超過及び休日労働）の平均を毎月10時間以内とする。

〈対策〉

令和8年4月～ 週1回のノー残業デー実施及びグループウェアでの周知の継続とともに、各職場におけるチーム体制（業務分担柔軟化、多能工的人材育成等）の整備・定着を進める

令和9年4月～ ITシステムの活用拡張による事務効率化等の検討を加速させる

目標3：計画最終年度における職員等の年次有給休暇の取得率を平均80%以上とする。

〈対策〉

令和8年4月～ 支店長会議等の会議において取得促進の指示（半期で5日以上取得の推奨）を継続

令和10年4月～ 取得促進をさらに進めるために期首から9ヵ月間で12日以上取得を推奨する取り組みを実施

令和12年4月～ 各職場で取得状況を月次で把握し合い、年度末までの各自の取得計画を立てて進捗を確認する

以上